

企画競争実施の公示

令和 7 年 4 月 23 日

九州運輸局 観光部長
進藤 昭洋

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業 務 名 令和 7 年度スポーツツーリズム推進のための実証事業

(2) 業務内容

九州ではスポーツツーリズムをインバウンド拡大のための主要施策の一つとしており、これまで多くの国際大会等が開催されてきたところである。

この点、九州を代表するスポーツイベントの 1 つであり、九州の地域活性化の起爆剤として九州地域戦略会議にて開催を決定したサイクルロードレース「ツール・ド・九州」は昨年度第2回大会を終了したが、今年度は開催県のさらなる拡大でその存在の重要性を増しており、事業理念であるSDG's の実践、中でも持続可能な観光の実現や環境配慮の分野において本大会が担うべき役割は大きい。

本事業では、当局が昨年度実施した「ツール・ド・九州」の観光コンテンツ化を目的とした「令和 6 年度スポーツツーリズム推進のための実証事業」で得られた効果や課題等を踏まえて、今年度はあらたな局面に進むべく「ツール・ド・九州2025」を核にしたスポーツツーリズム全般の推進を目的とした第二回の実証事業を実施する。

具体的には、「ツール・ド・九州2025」を核にしたインバウンド富裕層等に向けた更なる高付加価値な受入方策の作成や、サイクリストの利便性を追求したツーリズムプラン等の造成といった持続的なサイクルツーリズム推進に必要な施策を行い、あわせて他スポーツイベントへの横展開を検討することで、九州ならではのスポーツツーリズム推進と、より収益性の高いスポーツイベントの確立に向けた効果検証を行う。

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格(全省統一資格)「役務の提供」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 九州運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

国土交通省 九州運輸局 観光部 観光企画課

電話 092-472-2330

メールアドレス gst-kankokikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年4月23日(水)から令和7年5月13日(火)まで

メールによる交付とする。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年5月13日(火)17時00分

上記(1)への持参、メールによる電子ファイル(PDF)の送付又は郵送(書留郵便に限る)

(4) 説明会の日時及び場所

本業務に関する説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じて、企画提案に関するヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、当該提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。